

高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、世帯内同一の医療保険の加入者について、保険適用医療費と介護保険利用料の自己負担額を合算し、その合算額が自己負担限度額（表1参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

ビス費などで合算の対象にならないものは、高額医療・高額介護合算制度でも合算の対象となりません。

表1 70歳以上の方がいる世帯の自己負担限度額（年間）

所得区分	後期高齢者医療+介護保険 〔75歳以上〕	国民健康保険または健康保険組合等 +介護保険 〔70歳～74歳の方がいる世帯〕
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
区分Ⅱ	31万円	31万円
区分Ⅰ	19万円	19万円

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の所得区分は以下のとおりです。

- 現役並み所得者…住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯
- 一般…「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の世帯
- 区分Ⅱ…住民税非課税の世帯
- 区分Ⅰ…住民税非課税の世帯で、その世帯全員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる世帯

70歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額（年間）

所得区分	国民健康保険または健康保険組合等+介護保険 〔70歳未満の方がいる世帯〕
上位所得世帯（ア）	212万円
上位所得世帯（イ）	141万円
一般（ウ）	67万円
一般（エ）	60万円
住民税非課税（オ）	34万円

国民健康保険の被保険者の所得区分は以下のとおりです。

- (ア)所得（注1）の世帯合計が901万円を超える世帯
- (イ)所得の世帯合計が600万円を超える901万円以下の世帯
- (ウ)所得の世帯合計が210万円を超える600万円以下の世帯
- (オ)住民税非課税世帯

（注1）各種所得金額の合計から基礎控除の33万円を差し引いた金額のこと

3 申請先は？

申請先は、平成29年7月31日（基準日）現在で加入していった医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・健

保険組合等）です。

方の医療保険に、合算の対象となる全期間中、継続して加入していた方

て加入していった方

対象と見込まれる方へ通知する予定です。

4 今年度の申請について

①茂原市国民健康保険または茂原市在住で千葉県後期高齢者医療制度のいずれか一

等に申請してください。申請時に介護保険の「自己負担額証明書」が必要になります（あらかじめ高齢者支援課で取得してください）。詳しくは、ご加入の健康保険組合等

へお問い合わせください。

③合算の対象となる期間中に、加入する医療保険の変更（例：健康保険組合等→国民健康保険、国民健康保険→後期高齢者医療制度）や、介護保険の変更（例：市外からの転入）があつた方

このようない場合、市では対象期間中の全ての自己負担額を把握できません。申請に関する通知はしませんので、ご自身で「自己負担額証明書」をそろえていただく必要があります。該当すると思われる方は、国保年金課までお問い合わせください。

◆支給額の計算例

73歳夫と72歳妻（ともに国民健康保険）2人暮らし、住民税非課税世帯（区分Ⅱ）の場合

73歳夫の自己負担額：医療保険の自己負担額20万円、介護保険の自己負担額 0円

72歳妻の自己負担額：医療保険の自己負担額 0円、介護保険の自己負担額20万円

世帯の自己負担合計額（40万円） - 自己負担限度額（31万円） = 支給額（9万円）

世帯の自己負担合計額 40万円		
73歳夫（医療保険の自己負担額） 年間20万円		72歳妻（介護保険の自己負担額） 年間20万円
自己負担限度額：31万円		支給額：9万円

お問い合わせは、
 ☎(20)1572、FAX(20)1503、
 高齢者支援課（2階）
 国保年金課（2階）
 ☎(20)1600
 ☎(20)1610へ。